

道路運送車両法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 道路運送車両法施行令の一部改正

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年二月一日）から施行すること。